

当日配布

その他（２）

いじめ対策総点検の中間報告等について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成30年11月27日
新潟県教育委員会教育長
池田幸博

生徒指導体制等の再点検について（中間報告）

1 対象校

- ・小学校 新潟市を除く 354 校
- ・中学校 新潟市を除く 169 校
- ・義務教育学校 1 校
- ・市町村立特別支援学校 8 校 計 532 校のうち 398 校回答。(11月26日10時現在)

2 再点検状況（速報）

(1) 再点検状況（平成30年11月26日（月）10:00現在）

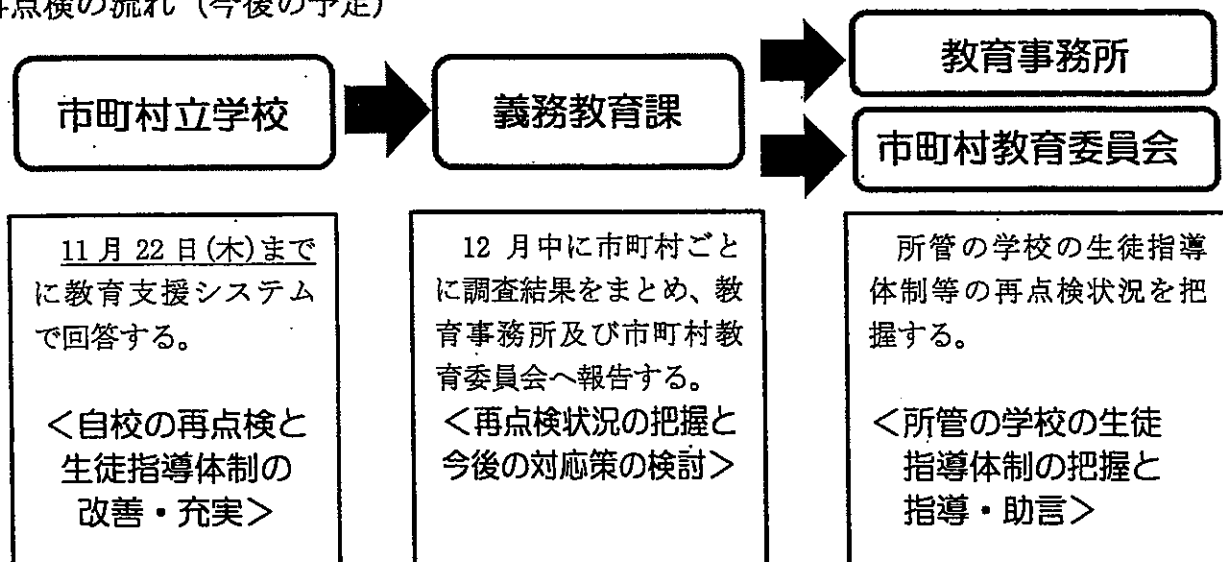
設 問	はい	いいえ
・いじめの定義や、いじめの対応等の研修を実施している。	99.0%	1.0%
・いじめ等の情報を共有する校内いじめ等対策組織を設けている。	100.0%	0%
・いじめ重大事態の対象となる事案等について共通理解する場を設けている。	99.5%	0.5%
・「いじめの解消」について、学校いじめ防止基本方針に追記する等、見直しを行っている。	94.3%	5.7%
・学校いじめ防止基本方針を定めて、児童生徒保護者に説明している。	72.1%	27.9%
・学校いじめ防止基本方針を定めて、学校いじめ防止対策を講じている。	87.9%	12.1%
・いじめや児童生徒の悩みを把握するためのアンケート調査を実施している。	100.0%	0%
・児童生徒対象の教育相談を実施している。	98.5%	1.5%
・気になる児童生徒の情報やいじめが疑われる情報は、学校いじめ対策組織に報告され、共有されている。	99.5%	0.5%
・気になることがあれば保護者に伝えるよう、学校の仕組みがあり、確実に実行されている。	95.8%	4.2%
・いじめに関する学校の相談窓口を、担当者以外の関係者にも周知している。	90.1%	9.9%
・いじめの未然防止や再発防止のために、児童生徒の自主的な特別活動を工夫している。	99.1%	0.9%

*記述による回答については、現在、集計中である。

(2) 今後の対応策

「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会 第3号案件」に関する調査報告書や、「新潟県立中学校自殺事案に関する第三者委員会調査報告書」でも指摘のあった保護者との情報共有に関して、課題が見えてきた。市町村ごとの集計結果と併せて、保護者連携のあり方についての助言を通知する。

3 再点検の流れ（今後の予定）



いじめ対策総点検実施状況について（中間報告）

1 実施校数 11校(含：分校1)

10月 26日(金)	新潟東高等学校	31日(水)	加茂農林高等学校
11月 5日(月)	佐渡中等教育学校	9日(金)	吉田高等学校
	12日(月)	柏崎翔洋中等教育学校・直江津中等教育学校	
	13日(火)	燕中等教育学校	
		16日(金)	新潟北高等学校
	19日(月)	佐渡高等学校(含：相川分校)・羽茂高等学校	

2 指導状況及び各校の様子等

(1) 指導状況

- ・基本情報の確認 校内組織体制、生徒状況（不登校者数、退学者数）、いじめ認知件数などを書類により確認
- ・グループワーク 生徒（高等学校教育課指導主事）からの訴えを受けた後、学校側の組織としての情報共有、及び認知等の対応の様子を実際の演習により確認
- ・意見交換 高等学校教育課指導主事と校内いじめ対策組織教員との懇談を通じ、教員のいじめに対する意識等を確認

(2) 各校の実情

- ・緊急事態としての危機意識の共有が求められる中、学校訪問に対して、いじめ対策組織以外の教員が参加した学校があった。（2校）
- ・学校いじめ防止基本方針について、「県いじめ防止基本方針」改訂版の趣旨を取り入れた学校（2校）と、見直し作業中の学校（9校）があった。見直し作業中の学校に対し、見直しの際の重要ポイントについて指導を行った。
- ・校内いじめ対策組織体制について、より機動的に情報収集や見守りができるよう支援チームを編成している学校があった。（4校）
- ・グループワークでは、いじめに関する情報伝達の仕方が各学校により異なり、またスピードにも差があった。
- ・いじめに関する情報の集約や組織での共有、対応策の検討は、すべての学校で教頭が中心的役割を担っていた。

(3) 課題

- ・いじめへの認知や対応についての理解を改めるため、教員の指導・研修を見直し、充実する必要がある。
- ・教頭への学校の諸問題の対応が集中する中、いじめ問題の対応を改善するために、生徒指導部を含めた組織強化が必要である。
- ・校内いじめ対策組織において、いじめの認知に差があり、対応がスムーズに行われない学校があったことから、校長を中心としたマネジメントの確立が必要である。

いじめ対策等検討会議について

1 方針

県内のいじめ等の現状を緊急事態と認識し、学校、保護者、地域が一体となっていじめから子供たちを徹底して守る体制づくりのため、いじめ対策等を検討する。

2 会議の役割

第三者委員会 3号案件報告書、いじめ対策総点検の結果等を踏まえ、以下の取組を行なう。

- (1) いじめ対策等について検討し、県基本方針のガイドライン（マニュアル）の見直し（活用方法等）を行う。
- (2) 学校の組織風土や教職員の意識のあり方を含めたいじめ問題対策・プログラムについて検討する。
- (3) 自殺予防、SNSの適正利用にかかる教育プログラムを検討する。

※自殺予防、SNSの適正利用に関するものは平成31年度においても研究指定校制度等を活用して、本県独自のプログラムを検討する予定。

3 設置時期、委員

- (1) 設置時期 平成30年12月から平成31年3月（予定）※次年度継続あり
- (2) 委員

所属等	役職等	氏名	備考
新潟青陵大学	教授	本間 恵美子	臨床心理
敬和学園大学	教授	一戸 信哉	情報教育
新潟大学	教授	松井 賢二	教育心理学
新潟産業大学	教授	秋山 正道	生徒指導
胎内市立中条小学校	校長	石塚 文弘	小学校長
燕市立燕中学校	校長	小野塚 正史	中学校長
新津工業高等学校	校長	山川 徹也	高等学校長
巻高等学校PTA	元会長	吉田 金豊	青少年の健全育成
義務教育課	課長	大橋 伸夫	教育委員会
高等学校教育課	課長	藤澤 健一	教育委員会

■アドバイザーとして、国等の関係機関（※）から指導助言を得る予定

※国立教育政策研究所、内閣サイバーセキュリティセンター、自殺総合対策推進センターなどに調整中

■（事務局）教育庁高等学校教育課

いじめ対策等検討会議 設置要綱【案】

新潟県教育委員会
平成30年 月 日

(目的)

第1条 県内のいじめ等の現状を緊急事態と認識し、学校、保護者、地域が一体となっていじめから子供たちを徹底して守る体制づくりのため、いじめ対策等を検討する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第三者委員会3号案件報告書、いじめ対策総点検の結果等を踏まえ、以下の取組を行なう。

- (1) いじめ対策等について検討し、県基本方針のガイドライン（マニュアル）の見直し（活用方法等）を行う。
- (2) 学校の組織風土や教職員の意識のあり方を含めたいじめ問題対策・プログラムについて検討する。
- (3) 自殺予防、SNSの適正利用にかかる教育プログラムを検討する。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会の委員長は、委員の互選による。
- 3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員会は、学識経験者等にアドバイザーとして、出席を求めることができる。アドバイザーは、委員会の会議（以下「会議」という。）において意見を述べることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までの期間とする。必要に応じて、任期は延長できるものとする。

(会議等)

第5条 会議は、委員長が招集し、その進行は委員長が当たり、支障があるときには、委員長が指定する者がこれに当たる。

- 2 会議は非公開とする。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7号各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合は、委員長が会議に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。

(会議の庶務)

第6条 会議の庶務は、教育庁高等学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

(別表) いじめ対策等検討会議 名簿

(順不同・敬称略)

所属等	役職等	氏名	備考
新潟青陵大学	教授	本間 恵美子	臨床心理
敬和学園大学	教授	一戸 信哉	情報教育
新潟大学	教授	松井 賢二	教育心理学
新潟産業大学	教授	秋山 正道	生徒指導
胎内市立中条小学校	校長	石塚 文弘	小学校長
燕市立燕中学校	校長	小野塚 正史	中学校長
新津工業高等学校	校長	山川 徹也	高等学校長
巻高等学校PTA	元会長	吉田 金豊	青少年の健全育成
義務教育課	課長	大橋 伸夫	教育委員会
高等学校教育課	課長	藤澤 健一	教育委員会

※アドバイザーとして、国等の関係機関の専門家から指導助言を得る予定

(事務局) 教育庁高等学校教育課

参事 長谷川雅一

室長 磯辺 一幸

副参事 石黒 浩司

副参事 久保 俊幸

主査 長谷川政和

義務教育課

参事 佐藤 理仁

指導第2係